

関東地方整備局管内 工事事故事例 【令和元年度 7月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事務発生状況

令和元年7月期(7/1~31)までに、関東地方整備局発注工事において**5件**の工事事務が発生。

	7月発生件数	累計件数
令和元年度 (暫定値)	5 件	15 件
平成30年度	2 件	15 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

令和元年7月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウのバケットと地山に作業員が挟まれ負傷

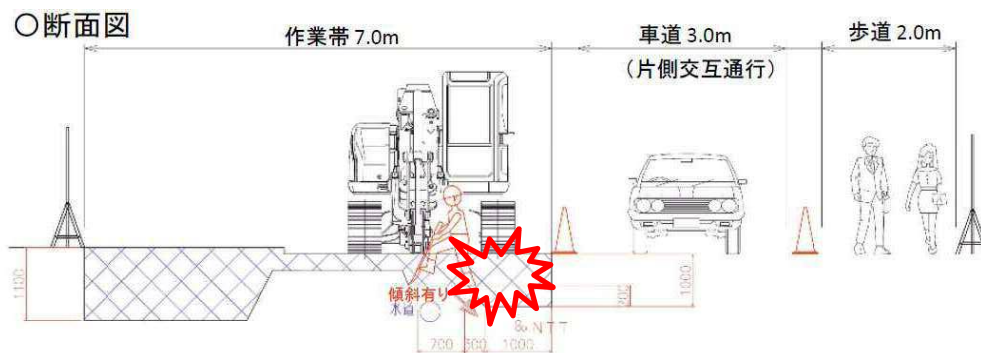
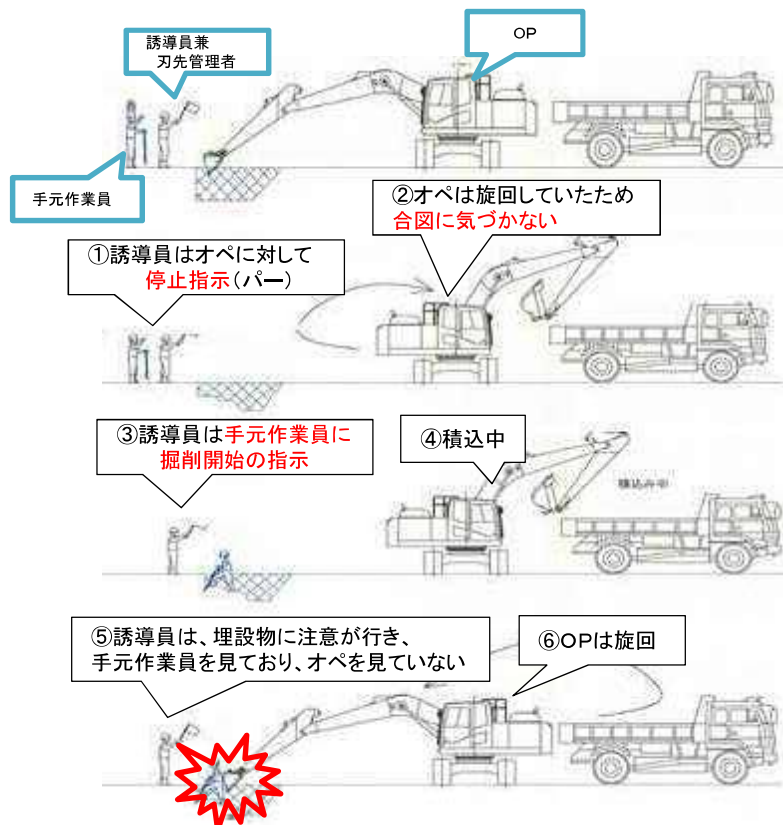
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和元年7月12日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した負傷

- バックホウ及び手元作業員との共同作業により、地山の掘削を誘導員の指揮のもと行っていたが、機械掘削から手元作業員による掘削作業とするため、誘導員はバックホウに停止するよう合図を行ったが、バックホウオペレーターに伝わらず、手元作業員がバケットと地山との間に挟まれ負傷した事故。
- これらの一連の作業は、誘導員の“グーパー運動”による指示を行っていた。

■事故発生状況



令和元年7月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウのバケットと地山に作業員が挟まれ負傷

発生要因

○手元作業員に対して危険が及ばないようバックホウを誘導することの遵守不足

バックホウの操作停止が行われていない状態で、誘導員が手元作業員を掘削箇所に入れてしまった。

○バックホウオペレーターの死角について周知不足

バックホウのオペレーターの死角について、誘導員や手元作業員等に十分に周知がされていない。

◆本来ならば・・・

- ・誘導員は、自ら行った停止合図によってオペレーターの操作停止が確実に行われたかの確認をした上で、手元作業員に指示すべきであった。
- ・バックホウのオペレーターの死角について、誘導員や手元作業員等に十分に周知すべきであった。



関係法令等：労働安全衛生則 第158条

土木工事安全施工技術指針 第4章 第1節 建設機械作業の一般的留意事項

再発防止策

○合図によるバックホウ停止確認の徹底

誘導員は、停止合図によってオペレーターの操作停止が確実に行われたかの確認を徹底する。

また、オペレーターに対しては、運転席の前方に注意喚起看板を掲示するなどし、合図の見落としがないよう注意喚起する。

○建設機械の運転手の視認性に関する死角の周知徹底

バックホウに限らず、一般的に建設機械の運転手には死角が存在することから、誘導員や作業員に対して死角の危険性について周知する。